

1. 件名：大型廃棄物保管庫の建屋の耐震評価の考え方についての面談
2. 日時：令和4年5月19日（木）10時00分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、高木係長、高木技術参与
地震・津波審査部門
千明主任安全審査官、江崎企画調査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当14名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社より、令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震を踏まえて、現在耐震評価及び設計を見直し中の大型廃棄物保管庫について、以下のとおり説明があった。
 - 大型廃棄物保管庫の耐震評価の考え方について
 - ✓ 廃炉活動への影響
 - ◇ 大型廃棄物保管庫を新設する場合、5年程度の工期が想定され、屋外保管の逼迫リスクが高まる。一方で、既設の補強の場合2年程度と想定され工程短縮が可能となる。
 - ✓ 既設補強の場合の耐震設計条件について
 - ◇ 建屋、クレーン、使用済吸着塔架台は、Ss900で使用済吸着塔に波及的影響を与えない設計とするが、建屋の遮蔽機能までは維持できない。建屋遮蔽がないものとして線量評価を実施した結果、公衆被ばく線量は、 $50\mu\text{Sv}$ から 5mSv の範囲となるため、長期間使用する設備であることを考慮して、建屋、架台等の耐震クラスはB+クラスとし、且つ Ss900 にて吸着塔本体に対しては波及的影響を与えない設計とする。
 - 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 引き続き、大型廃棄物保管庫を構成する構築物、系統及び機器ごとに、最初に新設する際に本来必要な安全機能と耐震クラスを整理したうえで、現状の設計・建設の進捗状況等を踏まえ、最終的に適用する地震動を設定するまでの考え方と評価の仕方について整理して詳細を説明すること。
 - その際に、堰についての安全上必要な役割及び耐震評価の現状等を説明すること。また、建屋の部位ごとに求められる機能を整理し、説明すること。
 - 6. その他
資料：大型廃棄物保管庫に係る実施計画の変更について（大型廃棄物保管庫の耐震評価の考え方）

以上